

第4次磐田市地域福祉計画及び 第4次磐田市地域福祉活動計画について

1 計画策定の趣旨

平成30年3月に第3次磐田市地域福祉計画及び第3次磐田市地域福祉活動計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）を策定し、「やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり～地域共生社会の実現～」の実現に向け、「地域福祉を担う人材の育成」、「ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくり」、「自立した生活を送れる支援体制づくり」の3つの基本目標を設定し各種事業を推進してきました。

こうした中、令和4年度をもって、第3次磐田市地域福祉計画及び第3次磐田市地域福祉活動計画の計画期間が終了することから、これまでの取り組みや課題を振り返り、本市を取り巻く社会状況の変化に適応するとともに、社会福祉法の改正等による社会の要望等に対応しながら、本市の地域福祉を推進するため、第2次磐田市総合計画後期基本計画と整合を図りながら、第4次磐田市地域福祉計画及び第4次磐田市地域福祉活動計画を策定するものです。

2 策定にあたって考え方

【計画策定の視点】

①社会情勢の変化に対応した計画

人口構造の変化や国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」等、新たな時代の潮流に対応した計画とします。

②改正社会福祉法に対応した計画

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立しました。

市区町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められているため、法律に沿った計画とします。

③市民にわかりやすい計画

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉協議会、福祉関係事業所などが提供する福祉サービスだけでなく、市民の理解や協力が必要となります。このため、市民の目線に立った、わかりやすい内容や表現に努め、誰にでもわかりやすい計画づくりを行います。

